

＜千種地区生活交通 モモタク＞ 運行計画の変更案

1. 運行計画の変更（**審議**事項）

障害者に対する運賃割引制度の変更

2. 運行計画の変更（**報告**事項）

停留所の廃止（基軸経路は変更なし）

1. 運行計画の変更(審議事項)

◆障害者に対する運賃割引制度の変更

<変更の経緯>

令和2年10月16日に開催されたモモタク運営協議会において、

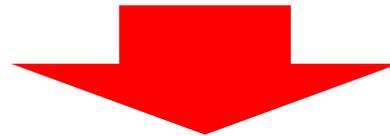
『現行の障害者に対する運賃割引制度は、「身体障害者手帳・療育手帳提示者（身体・知的障害者）」が対象となっており、精神障害者が割引対象となっていない。障害者基本法では、身体・知的だけでなく精神障害も障害者として定義されており、三障害一元的な扱いとすることが望ましい。』

との意見があり、同協議会において「精神障害者を割引対象として追加」することについて賛同される。

(変更内容)

現行

身体障害者手帳・療育手帳提示者：100円割引



変更案

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）提示者：100円割引

2. 運行計画の変更(報告事項)

◆停留所の廃止(基軸経路は変更なし)

<変更の経緯>

- ・令和2年11月11日:「吉崎歯科医院」より、停留所廃止の申し出がある。
- ・令和2年12月4日:モモタク運営協議会にて、停留所の廃止について協議し、同意される。

→令和3年3月31日をもって、「吉崎歯科医院」の停留所を廃止する

